

■ ■ 総

務 ■ ■

総

務

池田・府市合同庁舎

1 施設の概要

所在地	池田市城南1丁目1番1号
施設名	池田・府市合同庁舎
敷地面積	9,693㎡
延床面積	21,352㎡（市15,445㎡）
構造	（高層部）鉄骨鉄筋コンクリート造 （低層部）鉄筋コンクリート造 （発電機棟）鉄骨造
階層	（高層部）地下1階 地上7階 （低層部）地下1階 地上3階 一部4階 （発電機棟）地上2階
建物高	（高層部）29m（軒高）、35m（最高部高） （低層部）15m（軒高）、19m（最高部高） （発電機棟）13m（最高部高）
設備	空調設備、給排水衛生設備、電気設備、電話交換設備 弱電設備、昇降機設備（エレベーター4基）
工期	着工 昭和46年11月2日 完工 昭和48年3月31日
総事業費	2,510,000千円（建築費 1,883,000千円 用地費 326,000千円 備品費 126,000千円 設計費 67,000千円 造成仮庁舎等 108,000千円）
設計管理	株式会社 安井設計事務所、 株式会社 内藤建築事務所
施行	大林・松村・熊谷共同企業体、太陽工藤工事 株式会社、 株式会社 大気社、東京芝浦電気 株式会社、 三菱電機ビルテクノサービス 株式会社、 株式会社 紙谷工務店、西部電気建設 株式会社

市有財産の状況

(平成30年3月31日現在)

財 産 名	面 積	
	土 地	建 物
公 用 財 産	42,912.16 m ²	27,263.98 m ²
公 共 用 財 産	1,480,618.78 m ²	211,496.82 m ²
普 通 財 産	358,046.26 m ²	23,696.65 m ²
合 計	1,881,577.20 m ²	262,457.45 m ²
財 産 区 財 産	124,817.14 m ²	0 m ²
有 価 証 券	54,350 千円	
基 金	7,152,960 千円	
出 資 に よ る 権 利	151,716 千円	
物 品 (50万円以上)	720 件	

情 報 政 策

1. 電子自治体の構築

総合行政ネットワーク（L G W A N）の管理・運用、ネットワーク環境の充実等、電子自治体に向けた情報化施策を展開している。また、府下自治体が共同運用しているオーパス（スポーツ施設予約案内）システムや簡易な申請を対象にした独自の電子申請システムを介して、各種サービスを提供している。

2. 住民情報システムの充実

住民情報の基盤となる池田市住民情報システムの有効活用により、充実した市民サービスの提供を行うとともに、総合窓口によるワンストップ化やマイナンバー制度を活用しコンビニ交付を行う等、市民サービスの向上に努めている。また、基幹系業務に加え、福祉・子育て・教育等に係る部門別システム等池田市住民情報システム全般の安定稼働及び最適化に努めている。

3. 地域イントラネットの運用

市庁舎と市内施設を結ぶ地域イントラネットシステムの運用・管理を介して、行政事務の効率化を図っている。ネットワークの安定稼働を実現するとともに、セキュリティ対策の強化に取り組み、適正な運用に努めている。

4. 地方公共団体情報セキュリティ強化対策

マイナンバー利用事務系システムの二要素認証やL G W A N環境とインターネット環境を分割することによるセキュリティ対策を引き続き行い、自治体の庁内ネットワークの強靱性の向上を図っている。

市 税

1. 平成30年度税目別予算額及び市民負担額

税 目	当初予算額(千円)	構成比(%)	一人当たり(円)	一世帯当たり(円)
市 税	16,414,000	100.0	158,588	341,887
1 市 民 税	8,154,000	49.7	78,782	169,840
(1) 個 人	6,849,000	41.7	66,173	142,658
(2) 法 人	1,305,000	8.0	12,609	27,182
2 固 定 資 産 税	6,171,000	37.6	59,623	128,536
(1) 固 定 資 産 税	6,159,000	37.5	59,507	128,286
(2) 国有資産等所在市町村交付金及び納付金	12,000	0.1	116	250
3 軽自動車税	110,000	0.7	1,063	2,291
4 市たばこ税	563,000	3.4	5,439	11,726
5 入 湯 税	5,000	0.0	48	104
6 都市計画税	1,411,000	8.6	13,633	29,390

※平成30年4月1日現在の人口、世帯数による。

人 口	世帯数
103,501	48,010

2. 市税一覧表

(単位：千円)

税目	年度別			
	26	27	28	29
	当初予算額	当初予算額	当初予算額	当初予算額
	決算額	決算額	決算額	決算額
市 税	16,278,000	16,083,000	16,011,000	16,203,000
	16,099,801	16,141,688	16,522,445	17,242,364
1 市 民 税	8,188,000	7,907,000	7,714,000	7,970,000
	7,932,715	7,896,924	8,181,730	8,857,373
(1) 個 人	6,585,000	6,632,000	6,665,000	6,990,000
	6,622,686	6,854,250	6,949,053	6,810,100
(2) 法 人	1,603,000	1,275,000	1,049,000	980,000
	1,310,029	1,042,674	1,232,677	2,047,273
2 固 定 資 産 税	5,990,000	6,066,000	6,139,000	6,115,000
	6,054,538	6,134,948	6,201,084	6,274,569
(1) 固 定 資 産 税	5,977,000	6,053,000	6,126,000	6,103,000
	6,041,303	6,121,683	6,187,885	6,261,864
(2) 国 有 資 産 等 所 在 市 町 村 交 付 金 及 び 納 付 金	13,000	13,000	13,000	12,000
	13,235	13,265	13,199	12,705
3 軽自動車税	78,000	80,000	104,000	106,000
	81,878	83,918	105,040	109,318
4 市たばこ税	630,000	626,000	622,000	605,000
	631,520	621,116	611,924	574,015
5 入 湯 税	5,000	5,000	6,000	5,000
	5,546	6,341	5,360	5,419
6 都市計画税	1,387,000	1,399,000	1,426,000	1,402,000
	1,393,604	1,398,441	1,417,307	1,421,670

3. 税 率

(平成30年4月現在)

税 目		税 率				
市 民 税	個人	所得割	6%			
		均等割	3,500円			
	法人	税割	12.1% ※但し、平成26年9月30日までに開始する事業年度に係る税率は14.7%			
		均等割	法人等の区分		税率(年税額)	
			資本金等の金額		従業者数	
			50億円超		50人超	360万円
			10億円超 50億円以下		50人超	210万円
			10億円超		50人以下	49万2千円
			1億円超 10億円以下		50人超	48万円
					50人以下	19万2千円
			1千万円超 1億円以下		50人超	18万円
					50人以下	15万6千円
1千万円以下			50人超	14万4千円		
		上記以外の法人等	6万円			
固定資産税		1.4%				
軽自動車税	原動機付自転車	90cc以下	2,000円			
		ミニカー	3,700円			
		90cc超～125cc以下	2,400円			
	軽自動車	初動検査年月が平成27年4月以後の車両に適用。このうち軽課については、平成31年3月31日までの初動検査年月日に応じ、1年度限り適用。	2輪	3,600円		
				3輪	軽課75%	1,000円(*)
			軽課50%		2,000円(*)	
			軽課25%		3,000円(*)	
			新税率		3,900円(*)	
			旧税率		3,100円	
			重課		4,600円	
			4輪	乗用 営業用	軽課75%	1,800円(*)
					軽課50%	3,500円(*)
軽課25%					5,200円(*)	
乗用 自家用				新税率	6,900円(*)	
				旧税率	5,500円	
	重課	8,200円				
貨物 営業用	軽課75%	2,700円(*)				
	軽課50%	5,400円(*)				
	軽課25%	8,100円(*)				
貨物 自家用	新税率	10,800円(*)				
	旧税率	7,200円				
	重課	12,900円				
小型特殊自動車	農耕用	2,400円				
	その他のもの	5,900円				
2輪の小型自動車		6,000円				
市たばこ税		たばこの売上げ本数×5,262円/1,000本 ※但し、旧3級品の紙巻たばこは 売上本数×4,000円/1,000本				
入湯税		1人1日 150円				
都市計画税		0.3%				
特別土地保有税		平成15年度より課税停止				